# 令和6年度(2024年度)

# 日本鍼灸師連盟総会

■日 時:令和6年6月16日(日) 15時~

■場 所:東京都立産業貿易センター浜松町館4階第3会議室

東京都港区海岸1-7-1 東京ポートシティ竹芝

日本鍼灸師連盟



# 日本鍼灸師連盟総会 次第

- 1. 開会の辞
- 2. 委員長挨拶
- 3. 議長選出
- 4. 議長挨拶

定足数の確認

会員	数数	名
出席	者数	名
委任	状数	名
合	計	名

5. 議事録署名人及び書記氏名 議事録署名人 書記

# 6. 議案

- 1. 令和5年度(2023年度)事業報告
- 2. 令和5年度(2023年度)決算報告および監査報告
- 3. 令和6年度(2024年度)事業計画(案)
- 4. 令和6年度(2024年度)予算(案)
- 5. その他
  - (1) 入・退会細則について
  - (2) 会費・負担金細則について
- 7. 閉会の辞

# 議案

# 1. 令和5年度(2023年度)事業報告

(2023年1月1日~12月31日)

鍼灸と鍼灸師のための政治活動

### 1. 組織活動

- (1) 日本鍼灸師連盟総会の開催
  - · 令和 5 年 6 月 1 8 日(日)

総会出席者数:103名、委任状数:2,561名

- (2) 伝統医療基本法推進のための活動
- (3) 国会議員等との意見交換の活動
  - ・自由民主党関係議員の各種セミナー、シンポジウム等に参加(37件)
  - ・第90回自由民主党大会

2月26日

・鍼灸マッサージを考える国会議員の会議員面会 11月13日

· 衛藤晟一参議院議員 昼食懇談会(4団体長)

12月21日

- (4) 厚生労働関係団体協議会との懇談会
  - · 各種団体協議会懇談会

3月8日

· 各種団体協議会実務者研修会

3月13日

・予算、税制等に関する政策懇談会

10月31日

- (5) 鍼灸師連盟役員会及び会務連絡会の開催(随時)
  - · 役員会 (6回)

2月8日、5月22日、7月4日

8月27日、10月1日、11月13日

・課題検討会(3回)

3月23日、4月13日、5月11日

- (6) 鍼灸師連盟監査会の開催
  - 中間監査会

8月27日

• 監杳会

2月18日

(7) 日本鍼灸師会の目的を達成させるための事業

・日本柔道整復師会面談(身分法その他)

10月3日

・国民医療を守るための総決起大会

12月4日

・あはき法第一条改正推進チーム会議 (※日本鍼灸師会設置) との会議 10月22日・10月27日(合同WEB会議)

### 2. 選挙関係活動

(1)議員選挙対策の協議及び対応 議連関係議員 第20回統一地方選挙対策

### 3. 広報・普及等の活動

(1) ホームページの更新及び改修

・日本鍼灸師連盟総会案内追加

5月25日

·連盟通信No. 25記事追加、役員更新

7月13日

· 委員長挨拶記事更新

7月17日

· 各都道府県政治関連団体更新

7月13日、7月24日

### (2) 鍼灸師連盟組織拡大活動

### 4. その他

(1) 小川克巳前参議院議員 旭日中綬章受章祝賀会	5月13日
(2) 故 樋口秀吉監事通夜参列	5月27日
(3) 故 安倍晋三総裁一周忌法要に伴う一般献花	7月8日
(4) 矢野忠先生瑞宝中綬章受章祝賀会	7月23日
(5) 東京都選挙管理委員会へ日本鍼灸師連盟収支報告書提出	2月27日

### 2. 令和5年度(2023年度)決算報告および監査報告

(令和5年1月1日~令和5年12月31日現在)

**収入の部** (単位:円)

科目	予算額	決算額	予算額-決算額	備考
会費収入	7,940,000	6,639,145	1,300,855	2022年過年度分:103,000円 2023年度分:6,536,145円
定期預貯金利息	3,400	2,627		
雑収入	0	44	△ 44	三菱UFJ銀行 デビットカード利用金額0.2%分還元 (ZOOM年間契約料)
当期収入合計	7,943,400	6,641,816	1,301,584	
前年度繰越金	38,946,616	33,908,298	5,038,318	
収入合計	46,890,016	40,550,114	6,339,902	

#### 支出の部

支出の部	-				
科目	予算額	決算額	予算額-決算額	備考	
1.政治活動費 a+b+c+d=e	5,890,000	3,737,424	2,152,576		
(1)組織活動費 a	5,290,000	3,718,344	1,571,656		
組織対策費	50,000	0	50,000	対外的役員会、会務連絡会運営費	
涉外費	5,240,000	3,718,344	1,521,656		
活動手当	1,000,000	876,841	123,159	関係議員の国政報告会の出席、鍼灸と鍼灸 師のための政治活動、法改正のための活	
涉外費(涉外活動交通費)	1,500,000	1,159,947	340,053	動、厚生労働関係団体協議会役員との懇談	
涉外費(涉外活動手土産)	50,000	4,400	45,600	会、新年互礼会、当選祝電、議員書籍代、 衆参議員訪問等	
涉外費(涉外活動飲食代)	200,000	18,075	181,925	水参磁貝	
涉外費(涉外活動宿泊代)	450,000	278,902	171,098		
涉外費(涉外活動振込手数料)	15,000	6,215	8,785		
渉外費(渉外活動その他)	5,000	484	4,516	パーティー会費以外の会費、活動費等	
涉外費(涉外会費)	1,800,000	1,230,000	570,000	パーティー会費、年会費等	
涉外費(涉外会費振込手数料)	20,000	4,180	15,820	パーティー会費、年会費等振込手数料	
涉外費(伝統医療基本法)	100,000	0	100,000		
涉外費(涉外交際費(慶弔))	100,000	139,300	△ 39,300	慶弔費、組閣祝電、叙勲祝賀会ご祝儀ほか	
(2)選挙関係費 b	500,000	0	500,000	第20回統一地方選挙対策費 選挙関係活動費、推薦状等	
(3)機関紙誌の発行その他事業費 c	100,000	19,080	80,920		
ア発行事業	0	0	0	連盟通信発行費	
イ宣伝事業費	100,000	19,080	80,920	ホームページ関連諸費用	
(4)寄付・交付金 d	0	0	0		
2.経常経費 f+g+h=i	2,962,000	3,489,139	△ 527,139		
(1)備品・消耗品費 f	60,000	27,245	32,755	机、椅子、ロッカー、複写機等の備品及び事務用 用紙、新聞、雑誌、封筒、名刺、国会議員要覧、 ボールペン、鉛筆等の事務用品類、コピー印刷 代、インクトナー等	
(2)事務所費 g	1,352,000	1,408,936	△ 56,936	切手代、通信費、挨拶状印刷代、電話· FAX、貸金庫手数料、家賃、事務委託費、	
事務所費(事務所費)	500,000	560,102	△ 60,102		
事務所費(会費振込手数料)	12,000	8,834	3,166		
事務所費(家賃)	240,000	240,000	0		
事務所費 (事務委託費)	600,000	600,000	0		
(3)会議費 h	1,550,000	1,966,372	△ 416,372	総会、役員会及び監査会費用	
総会	900,000	779,374	120,626	※役員会:委員・監事	
役員会	400,000	878,378	△ 478,378	※監査会:正副委員長・会計・監事	
監査会	250,000	308,620	△ 58,620		
福利厚生費(役員慶弔など)	0	86,586	△ 86,586	役員慶弔費、祝電・弔電ほか (令和5年度(2023年8月)に項目追加)	
期中支出計 e+i	8,852,000	7,226,563	1,625,437		
次年度繰越金	38,038,016	33,323,551	4,714,465		
当期支出合計	46,890,016	40,550,114	6,339,902		

### 令和 5 年度(2023年度)日本鍼灸師連盟会費入金状況表 (令和5年12月31日現在)

都道府県名	令和5年度( 入金		令和5年度(2023: 入金合計 都道府県名		
HLV=113 NV.PI	令和4年度 2022年度分	令和5年度 2023年度分	H ~ II X H	令和4年度 2022年度分	令和5年度 2023年度分
北海道鍼灸師連盟		388,000	京都府鍼灸師連盟		262,000
(一社)青森県鍼灸師会		70,000	大阪府鍼灸師連盟		582,145
(一社)岩手県鍼灸師会		60,000	兵庫県鍼灸師連盟		312,000
宮城県鍼灸師会政治連盟		116,000	奈良県鍼灸師連盟		91,000
秋田県鍼灸師連盟		52,000	和歌山県鍼灸師連盟		90,000
(一社)山形県鍼灸師会		80,000	鳥取県鍼灸師連盟		36,000
福島県鍼灸師連盟		0	島根県鍼灸師連盟		28,000
茨城県鍼灸師会政治連盟		107,000	岡山県鍼灸師政治連盟		246,000
(一社)栃木県鍼灸師会		102,000	(一社)広島県鍼灸師会		8,000
群馬県鍼灸師連盟		156,000	山口県鍼灸政治連盟		58,000
埼玉県鍼灸師連盟	2,000	360,000	(一社)徳島県鍼灸師会		70,000
千葉県鍼灸師連盟		272,000	(一社)香川県鍼灸師会		106,000
東京都鍼灸師連盟		417,000	愛媛県鍼灸師連盟	101,000	0
神奈川県鍼灸師連盟		380,000	(一社)高知県鍼灸師会		34,000
(公社)新潟県鍼灸師会		65,000	福岡県鍼灸マッサージ師連盟		154,000
富山県鍼灸マッサージ師連盟		36,000	佐賀県鍼灸師会		22,000
石川県鍼灸師連盟		80,000	(一社)長崎県鍼灸師会		224,000
福井県鍼灸師連盟		60,000	熊本県鍼灸師会		60,000
山梨県鍼灸師連盟		111,000	大分県鍼灸師会		62,000
長野県はりきゅう推進連盟		247,000	(一社)宮崎県鍼灸師会		18,000
(一社)岐阜県鍼灸師会		100,000	(一社)鹿児島県鍼灸師会		84,000
静岡県鍼灸師連盟		226,000	(一社)沖縄県鍼灸師会		0
愛知県鍼灸師政治連盟		184,000			
愛知県鍼灸師会 (マ)		144,000	直接入会会員(R5・2023年度分)		2022年度に 入金済み
三重県鍼灸師連盟		126,000	小計	103,000	6,536,145
滋賀県鍼灸師連盟		50,000	合 計	-	6,639,145

# 財産 目録

令和5年12月28日現在

(単位:円)

科目		金額	
資産の部			
1.流動性預貯金			
現金手許有高	772		
普通預金・通常貯金			
りそな銀行 大塚出張所	558,445		
みずほ銀行 大塚支店	0		
三菱UFJ銀行 大塚支店	243,957		
巣鴨信用金庫 大塚支店	67,108		
ゆうちょ銀行 豊島南大塚郵便局	1,679,615		
普通預金合計		<u>2,549,125</u>	
ゆうちょ銀行振替口座(会費口座)	773,654		
流動性預貯金合計		<u>3,323,551</u>	
2.定期性預貯金			
りそな銀行 大塚出張所	10,000,000		
みずほ銀行 大塚支店	0		
三菱UFJ銀行 大塚支店	10,000,000		
巣鴨信用金庫 大塚支店	10,000,000		
ゆうちょ銀行 豊島南大塚郵便局	0		
定期性預貯金合計		30,000,000	
資産合計			<u>33,323,551</u>

上記のとおり、ご報告申し上げます。

令和6年2月18日

会計責任者 日野 博 ⑩

## 令和5年度(2023年度) 日本鍼灸師連盟 決算監査報告書

令和6年(2024年)2月18日

日本鍼灸師連盟 委員長 中村 聡 様

監事稻井一吉監事获野利赴

監査日時:令和6年(2024年) 2月18日 午1時から午後3時まで 監査会場:日本鍼灸師連盟事務所 東京都豊島区南大塚3-44-14 2階 監査対象期間:令和5年(2023年)年1月1日~令和5年(2023年)12月31日

### 1,監査方法の概要

決算関係書類及び事業報告書の監査のため、会計に関する帳簿、書類を閲覧し、計算書類について検討を加え、必要な実査、立会、照会及び報告書の聴取、委員会議事録の閲覧、重要な事業の経過報告の聴取その他通常とるべき必要な方法を用いて調査しました。

#### 2, 監査結果の意見

- (1) 財産目録、貸借対象表、損益計算書は連盟の財産及び損益の状況の重要な点において適正に表示している。
- (2) 剰余金処分案は規約に適合している。
- (3) 事業報告、会務執行の状況を正しく示している。
- (4) 委員長、委員及び会計責任者の職務執行に関する不正の行為又は規約に 違反する事実は認められない。

以上

# 3. 令和6年度(2024年度)事業計画(案)

鍼灸と鍼灸師のための政治活動

- 1. 組織活動
  - (1) 日本鍼灸師連盟総会の開催
  - (2) 日本鍼灸師会の目的を達成させるための事業
  - (3) あはき法第一条改正推進等のための活動
  - (4) 国会議員等との意見交換の活動
  - (5) 厚生労働関係団体協議会との懇談会
  - (6) 鍼灸師連盟役員会及び会務連絡会の開催 (随時)
  - (7) 鍼灸師連盟監査会の開催
- 2. 選挙関係活動
  - (1) 議員選挙対策の協議及び対応

議連関係議員

(第50回衆議院議員選挙における推薦及び活動について)

- 3. 広報・普及等の活動
  - (1) ホームページの更新及び改修
  - (2) 鍼灸師連盟組織拡大活動
- 4. 東京都選挙管理委員会へ日本鍼灸師連盟収支報告書の提出

# 4. 令和6年度(2024年度)予算(案)

**収入の**部 (単位:円)

科目	令和5年度予算額	令和6年度予算額	備 考
会費収入	7,940,000	7,000,000	会費2千円×3500名
定期預貯金利息	3,400	3,400	
当期雑収入	0	44	zoomからの現金還元
当期収入合計	7,943,400	7,003,444	
前年度繰越金	38,946,616	38,946,616	
収入合計	46,890,016	45,950,060	

### 支出の部

科目	令和5年度予算額	令和6年度予算額	備考
1.政治活動費 a+b+c+d=e	5,890,000	3,595,000	
(1)組織活動費 a	5,290,000	3,075,000	
ア組織対策費	50,000	50,000	対外的役員会、会務連絡会運営費
イ渉外費	5,240,000	3,025,000	鍼灸と鍼灸師のための政治活動、法改正のための活動
活動手当	1,000,000	1,000,000	衆参関係議員への訪問及び陳情、厚生労働等関係団体との会合
旅費交通費	1,500,000	800,000	渉外活動における旅費交通費
接待交際費	350,000	260,000	関係議員及び関係団体との懇談会、祝電、議員書籍代、慶弔費
宿泊費	450,000	300,000	渉外活動における宿泊費
振込手数料	35,000	10,000	パーティー会費及び年会費等の振込手数料
会費	1,800,000	500,000	パーティー会費、年会費等
その他	5,000	5,000	パーティー以外の会費及び活動費等
あはき法第一条改正推進等	100,000	150,000	
(2)選挙関係費 b	500,000	500,000	選挙対策費、選挙関係活動費、推薦状等
(3)機関紙誌の発行その他事業費 c	100,000	20,000	
ア発行事業	0	0	連盟通信等発行費
イ宣伝事業費	100,000	20,000	ホームページ関連諸費用
(4)寄付・交付金 d	0	0	
2.経常経費 f+g+h=i	2,962,000	3,210,000	
(1)備品·消耗品費 f	60,000	15,000	事務用品類
(2)事務所費 g	1,352,000	1,445,000	
通信費	500,000	600,000	
会費振込手数料	12,000	5,000	
家賃	240,000	240,000	
事務委託費	600,000	600,000	
(3)会議費 h	1,550,000	1,750,000	総会、役員会及び監査会費用
総会	900,000	800,000	※役員会:委員・監事
役員会	400,000	600,000	※監査会:正副委員長・会計・監事
監査会	250,000	350,000	
期中支出計 e+i	8,852,000	6,805,000	
次年度繰越金	38,038,016	39,145,060	
当期支出合計	46,890,016	45,950,060	

### 5.その他

### (1) 入・退会細則について

### 入・退会細則

(目 的)

第1条 この細則は、日本鍼灸師連盟(以下「本連盟」という。)規約第4章第5条の規 定に基づき本連盟の会員になろうとする者の入会及び退会しようとする者に ついて、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (入会手続)

- 第2条 本連盟への入会は、別紙様式1の「入会・退会・異動届書」(以下「届出書」という。)に所要事項を記載し、所属する都道府県連盟もしくは団体を経由して本連盟へ申し込まなければならない。
  - 2 都道府県連盟等に所属しない都道府県に在住する者であって、本連盟へ入会を希望する者については、前項の届出書を本連盟へ直接提出しなければならない。
  - 3 入会申込者に対しては、役員会において次の各号に掲げる事項を確認及び審査 し、入会の可否を決定し委員長はこれを申込者に通知するものとする。

#### (退会手続)

- 第3条 会員は、届出書に所要事項を記載し所属の都道府県連盟及び団体を経由して、 本連盟へ提出することにより退会することができる。
  - 2 都道府県連盟等に所属しない都道府県に在住する者であって、本連盟へ入会を届け出た者は、前条の規定に関わらず届出書を本連盟へ直接提出するものとする。

#### (未規定事項の取扱)

第4条 この細則に定めのない事項については、役員会の決議により定める。

#### (細則の変更)

第5条 この細則の変更は、役員会の決議を経て行う。

#### 附則

1 この細則は、令和6年3月24日の役員会の承認を得て同日施行する。

# 日本鍼灸師連盟 年 月 日 入会・退会・異動 届書 (日鍼会) 会員・会員の家族・会員外 該当するものに〇印 フリガナ 名 氏 生年月日 大・昭・平 年 日 男 • 女 月 〒 自宅住所 方 電話番号 FAX治療院名 (勤務先名) Ŧ

メールアドレス

電話番号

方

治療院住所 (勤務先)

 退
 1. 退会及び異動年月日
 年月日

 会
 2. 氏名変更の場合は旧氏名を右欄に

 異
 3. 住所変更の場合は旧住所を右欄に

 動
 4. その他

FAX

所属 担当者 連盟名

<sup>※</sup>本届出書は日本鍼灸師連盟事務局に提出後、各都道府県連盟等でも保管願います。

### (2) 会費・負担金細則について

### 会費・負担金細則

(目的)

第1条 この細則は、日本鍼灸師連盟 規約第4章第6条に基づき、会員が負担する 会費及び負担金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会費)

- 第2条 会費は、年額金2,000円とする。
  - 2 1月1日現在在籍している会員は、会費を納める義務が発生する。
  - 3 年会費は、年度の中途入会、中途退会などにおける金額調整は行わないものと する。
  - 4 入金された年会費は、返金しないものとする。

(負担金)

第3条 負担金は、役員会において別に定める。

(納入期日と方法)

- 第4条 会費は、原則として、毎年7月31日までに1年間分を納入するものとする。
  - 2 毎年7月31日までに年会費(一人2,000円)を会員数分一括で、各都道 府県連盟もしくは団体は、日本鍼灸師連盟の指定口座に振り込むこと。 但し、会費の納金が遅れる場合は、日本鍼灸師連盟委員長に報告すること。
  - 3 委員長は、年会費の納金が遅れる理由の報告を受け、役員会で対応を判断する こと。
  - 4 各都道府県連盟もしくは団体においての集金方法は、問わない。

(年会費の減額又は免除)

第5条 会員が災害等被災した場合、年会費を減額又は免除することができる。 但し、役員会での承認を必要とし、総会で報告するものとする。

(未規定事項の取扱)

第6条 この細則に定めのない事項については、役員会の決議により定める。

(細則の変更)

第7条 この細則の変更は、役員会の決議を経て行う。

附則

1 この細則は、令和6年3月24日の役員会の承認を得て同日施行する。



#### ■会場■

東京都立産業貿易センター浜松町館4階 第3会議室

#### ■アクセス■

- J R 浜松町駅(北口)より徒歩 5 分(約350m)
- ○都営浅草線・都営大江戸線・京浜急行空港線 京成成田スカイアクセス線 大門駅より徒歩7分(約450m)
- ○東京モノレール浜松町駅(北口)より 徒歩5分(約350m)
- ○ゆりかもめ竹芝駅より徒歩2分(約100m)

